　　　　　定年引上げに関する給与制度について 　資料２－１

１　定年引上げについて

(1)　定年年齢の段階的な引上げ

令和５年度から２年に１歳ずつ定年が引上げられ、令和１３年度に定年が６５歳となる。

(2)　管理監督職勤務上限年齢制の導入

６０歳に達した管理監督職の職員は、６０歳に達した日後の最初の４月１日に管理監督職以外の職に降任等をされる。

※　管理監督職とは給料の特別調整額・管理職手当を支給される職員の職。

※　管理監督職勤務上限年齢制による降任等の例外措置として、「特定管理監督職群」があり、校長、副校長及び教頭の職が定められている。（引き続き管理監督職として勤務可）

※　管理監督職には「準ずる職」として、主幹教諭も含まれる。

(3)　定年前再任用短時間勤務制の導入

定年前６０歳以降の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行できる制度を導入。

（任期は65歳（定年が段階的に引上げられる期間においては61歳～64歳）まで）

(4)　暫定再任用制度

定年が段階的に引上げられる期間において、６５歳まで再任用できるよう、

従前の再任用制度と同様の仕組みを措置。

２　定年引上げに関する給与について

(1)　６０歳超の職員に係る給与　【資料2-2参照】

６０歳（労務職員は６３歳）超の職員の給与水準が、当分の間、６０歳時点の７割水準となる。

ア　給料月額は、職員が６０歳（労務職員は６３歳）に達した日後の最初の４月１日以後、

７割水準となる。（給料月額７割措置）

イ　諸手当は、次の２つに整理される。

①　給料月額７割措置が適用されない職員に支給される手当額の７割水準とする手当

･･･給料の調整額、教職調整額、管理職員特別勤務手当、

　　　 義務教育等教員特別手当、給料の特別調整額、期末・勤勉手当　等

　　 ②　給料月額７割措置が適用されない職員と同額とする手当（７割水準としない手当）

･･･扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当　等

(2)　管理監督職勤務上限年齢調整額

管理監督職の職員が、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた場合、当分の間、

職員が６０歳に達した日後の最初の４月１日以後、給料月額（７割措置後）のほか、

降任等をされる前の給料月額の７割と降任等をされた後の給料月額（７割措置後）との差額を

給料として支給。

(3)　定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与【資料2-3参照】

従前の再任用職員の給与と基本的に同様。

３　その他留意事項

　定年延長の対象となった職員については、７割措置などが適切に給与に反映されているか、

各所属においても必ず４月分の給与明細や給与マスターにより確認願います。

また、辞令または発令通知書に基づき、定年延長に係る給与の発令内容を履歴書に整理してください。

